

帯広市自転車活用推進計画骨子案

令和4年10月17日
経済文教委員会提出資料

1 計画策定の趣旨

国は、きわめて身近な交通手段である自転車の活用により、交通、環境、健康増進等の新たな課題に対応するため、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する基本となる事項を定めた、「自転車活用推進法」を平成28年に制定しました。

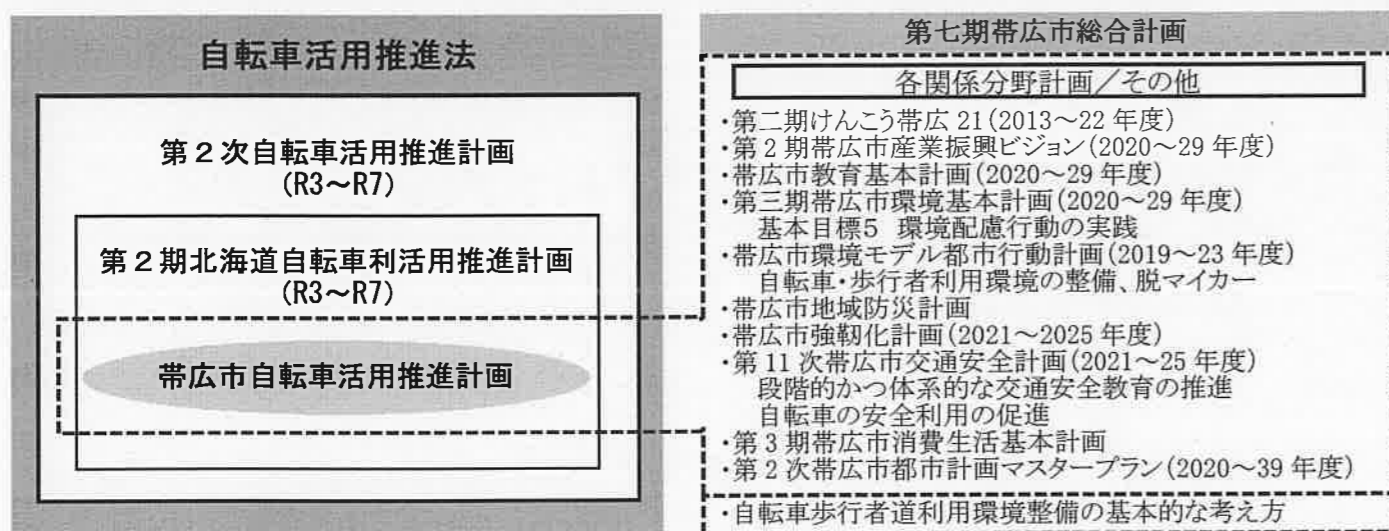
帯広市においては、これまでも交通安全教室の実施やノーカーデーの促進、サイクルイベントの開催支援などにより自転車活用を推進してきました。また、十勝として、モデルルートの策定やサイクリストの受入環境整備などを進めてきました。こうした取組等が評価され、令和3年5月に「トカプチ400」が国からナショナルサイクルルートに指定されました。

このことにより、観光の振興や健康増進など幅広い分野で、自転車活用の可能性が高まってきていることから、帯広市として、自転車の活用及び安全な利用をさらに推進するため、市の自転車を活用した施策の基本となる事項を定める帯広市自転車活用推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「自転車活用推進法」に基づく市町村自転車活用推進計画と位置づけ、自転車の活用を具体的に推進するための総合的な指針とし、帯広市の自転車に関する政策に関する最上位の計画として策定するものです。

また、国の「第2次自転車活用推進計画」や、北海道の「第2期北海道自転車利活用推進計画」を踏まえた上で、「第7期帯広市総合計画」に即し、「第2次帯広市都市計画マスタープラン」や「第二期けんこう帯広21」などの各分野計画などと整合を図りながら計画を定めます。



3 計画策定の体制

庁内関係各課で構成する「帯広市自転車活用推進計画の策定に向けた庁内検討会議」及び有識者等で構成する「帯広市自転車活用推進計画策定検討協議会」において、必要な施策を検討していきます。

4 計画区域及び計画の期間

計画区域は、帯広市全域とします。

計画の期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度末までの10年間とし、自転車を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、適宜見直しを行います。

5 自転車を取り巻く現状と課題

- (1) 自転車の走行環境の整備が十分でない
- (2) 自転車の交通ルールの遵守や走行マナーの普及が十分でない
- (3) 学生以外の世代への交通安全啓発が十分でない
- (4) 気軽にサイクリングを楽しむための情報が不足している
- (5) 環境負荷軽減に向けた通勤や近距離移動での自転車利用の促進が十分でない
- (6) サイクルツーリズムを楽しむための受入環境やサイクルガイドが十分でない

6 施策の体系

現状・課題や関係団体等からの意見を踏まえ、目指す姿と4つの目標の下、施策を展開します。

誰もが安全・快適に、楽しく自転車を利用できる地域を目指します。

目標1 安全な自転車通行空間の創出	目標2 安全・安心な自転車利用の普及啓発	目標3 多様なサイクルスタイルの支援	目標4 地域の魅力を活かしたサイクルツーリズムの推進
○自転車通行空間の整備の推進 ○自転車マップの作成	○自転車走行ルールの遵守徹底と啓発 ○自転車利用者のマナーの向上 ○通学路周辺の安全点検の実施	○健康増進のための自転車活用の推進 ○環境に優しい自転車活用の推進	○サイクリスト受入環境の整備の推進 ○サイクルイベントの充実 ○多彩なサイクルルートの発信

7 今後のスケジュール

令和4年10月	第2回庁内検討会議・第2回協議会 経済文教委員会（骨子案報告）
11月	第3回庁内検討会議・第3回協議会 経済文教委員会（原案報告）
12月	パブリックコメント
令和5年2月 (予定)	第4回庁内検討会議・第4回協議会 経済文教委員会（計画案報告）
3月	策定

8 計画の推進体制・進捗管理

本計画の推進に当たっては、庁内関係各課や関係団体等が連携し、総合的に自転車活用の取り組みを推進します。また、有識者や関係団体等で構成する協議会を組織し、推進状況や進捗管理を行います。